

第6回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時 : 平成24年12月10日(月) 16時30分開会
場 所 : 市役所本庁舎 12階 1・2号会議室

1. 開 会

○委員長 ただいま、会議を行う時間となりましたので、第6回子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から、何か連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 本日は、お疲れさまでございます。

子どもの権利推進課長の野島でございます。

本日の欠席でございますけれども、大江委員、清水委員からは、既に欠席の連絡を受けております。まだ到着していない委員につきましては、今、順次、確認しているところでございます。一応、定足数を満たしておりますから、定刻どおり始めて結構だと思います。

なお、資料の確認でございますが、資料1から資料3まで、それから、A3判の紙で、子育てに関するアンケートについての資料、また、参考までに前回まで協議で使用した施策の検証シートを用意させていただきまして、事前に送付させていただいております。

また、本日配付した資料として資料4、それから、A4判の子どもの権利救済機関の制度、子どもに関する各種統計、これもA4判の冊子になっております。以上、3種類は本日配付させていただいております。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 それでは、これより委員会を進めてまいります。

本日の議題は、ご案内にありますように、子どもの権利に関する施策の検証についてであります。終了時刻は18時30分を予定しておりますので、ご協力方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、審議に入らせていただきます。

前回の委員会におきまして、視点1、現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくりについて、いじめ・不登校関連施策と学びの機会の提供という点につきまして審議を行い、また、視点2の子どもにとってより身近に安心して相談できる環境づくりにつきましては、子育て支援、児童相談体制、子どもアシストセンターに関して審議を行ってまいりました。

前回は、審議する項目が非常に多くありまして、言い足りない部分があったのではないかというふうに思われます。また、視点の大きな項目が二つ終わり、この委員会も発足してちょうど1年がたちましたので、今回は施策の検証について、これまでの振り返りを中心に行います。そして、時間があれば視点3に入りたいと考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 まず、前回までの意見をまとめたものについて事務局から説明を受けた後、振り返りに入りたいと思ひます。

また、前回までの視点に関係する部分も含めまして、事務局の方で子どもに関係するさまざまな統計をまとめた資料も新たに用意しているようですので、その資料の説明をしていただくことにいたします。

それでは、お願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 資料3に基づきまして説明させていただきます。

また、前回までお示しさせていただきました施策検証シートは、参考資料ということでA3判の形でご用意させていただきましたので、それもあわせてごらんいただければと思います。

まず、資料3の構成についてご説明させていただきます。

1ページ目は、視点1、現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり、1、いじめ・不登校関連施策とありまして、その下に囲みで、取り上げた施策、行政としての課題、評価とありますが、これは、これまでお示しさせていただきました施策検証シートの中の行政側で記載した部分をそのまま転記しております。その下にございます子どもの権利委員会から出された課題・評価については、これまで発言いただいた内容を、議事録をもとに我々の方で抽出して掲載させていただいたところがございます。

次に、2ページ目でございますが、囲みの中で、意見として出された今後のあり方・提言（案）というところがございます。これが基本的には答申の中心の部分であるというふうに我々は考えておまして、こちらについても、基本的には、これまで委員の皆様方から出された意見、ご発言等の中で、この囲みに該当するのではないかと我々の方でとりあえず一たん考えたものを整理し、掲載させていただいたところがございます。

基本的には3ページ以降も同じような構成で、行政の施策の囲みの部分と権利委員会から出された課題・評価、最後は、意見として出された今後のあり方・提言（案）、そういう構成で最後の6ページまで記載させていただいているところがございます。

一応、この内容につきまして、とりあえず我々の方で議事録等をもとに作成させていただきましたが、本日は、方向性として記載している内容に問題がないかどうか、また、漏れている視点とか追加する視点といったものがないか、ご意見をいただきたいと考えております。それぞれの視点につきましては、これまで施策検証の段階で一度説明させていただいておりますので、改めてのご質問があればお答えさせていただきますけれども、一たんの説明は割愛させていただきたいと思っております。

今回、1回、振り返りということで資料3に基づいて行うことになりましたが、最終的に答申をまとめる前の段階で、もう一度、視点1から、当初予定で視点5までございますけれども、それまでの表現と内容を改めて振り返る機会を予定しております。とりあえず、きょうの段階では、視点1、視点2の段階で一たん見ていただければと思っております。

なお、資料3の説明は以上でございますけれども、もう一枚、A3判の様式で、今回、事前に送付した子育てに関する市民アンケートの結果について、これは補足の資料ということで事前に送付させていただきました。前回、子育て関連施策の際に、子育てに関する

不安や負担感についてのアンケート結果ということで、右側の方にございます2番目の子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合ということで、これは、それぞれさっぽろ子ども未来プランをつくる時に抽出調査した結果を踏まえて、この内容を前回の施策シートの方でお示しさせていただいたところで、平成15年度と平成20年度だけ見ると数値が好転していて、前回の施策評価のときも方向としてはいいのではないかというようなご意見をいただいたところでございます。実際、全く同じ調査のやり方ではないのですが、実は、これとは別に札幌市で指標達成度調査を実施しておりまして、これは、左側の方に子どもを産み育てやすい環境だと思ふ人の割合ということで、平成19年度から23年度まで、実は、23年度については、新たに子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合ということで調査を実施させていただいたところです。母体数、聞き方等も平成15年度、20年度とは違ってはおります。ただ、数値的には、子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合が平成20年度の段階では46.7%の数値でしたが、逆に平成23年度は、「感じる」「やや感じる」の合計が65.1%と18.4ポイント増加した結果になっているところでございます。これについては、調査方法は違いますけれども、一つの現状を把握するという部分で、我々としては、この結果そのものを真摯に受けとめる必要があろうかと考えております。

この要因といたしましては、景気の低迷であるとか、東日本大震災以降、多くの国民の子育てを含めた将来の生活に対する不安、負担感が増大したこともあるのかなというふうにございます。

参考までに、前回お配りした資料を補足する意味で資料をお配りさせていただきましたので、今回お配りさせていただきましたアンケート結果を踏まえて、子育て関連の施策についてまた改めてご意見をいただければと思っております。

また、本日配付した資料の中に、冊子の形をとっていますが、子どもにかかわる各種統計等について、あくまで会議の参考資料ということで配付させていただきました。これは、端的に申しますと、札幌の子どもたちの現状であるとか、子どもたちを取り巻く環境を中心に、データとしては、国勢調査であるとか札幌市が既に実施している統計データや市民アンケートの結果、また、札幌市子どもの権利に関する推進計画を策定した際に意識調査を実施しておりまして、その結果を再度まとめさせていただいたところでございます。

基本的に札幌の子どもたちをベースにしておりますので、例えば、本州ですと、テーマ的にネット環境とかいろいろ参考になる統計もあるかもしれませんが、あくまで札幌市の子どもの何らかの形で回答しているとかかかわっているものに特化して、今回、集めさせていただきました。

なお、これにつきましては、とりあえず事務局で作成いたしましたので、例えば、こんなデータがないだろうかとか、こういう視点であつたらいいのではないかとか、もしそういうご意見等がございましたら、可能な範囲で次回以降にいろいろ整理をさせていただきます。我々としては、前回の会議でも調査、統計等をきちんとすべきだというご意見もい

いただきましたので、こういうデータ集みたいなのをきちんと整備した上で適切な施策評価につなげていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございまして、引き続き、アシストセンターの関係について簡単にご説明させていただきます。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長） 子どもの権利救済事務局次長の桐越と申します。よろしくお願いいたします。

前回の会議では、時間の関係もございまして、子どもアシストセンターの制度的な説明を省略させていただきました。皆様は既にご存じかと思いますが、念のため、本日の議論の前提として子どもアシストセンターの概略について説明させていただきたいと思います。

資料といたしまして、子どもの権利救済機関の制度と書かれた両面印刷の1枚物の資料でございます。まず、この裏の相談・救済の流れという図がかかれた方を見ていただきたいと思います。

子どもアシストセンターでは、権利侵害だけではなくて、子どもに関する相談につきまして幅広く受け付けてございます。この相談の段階で解決の方に向かうという件数がほとんどですけれども、中にはなかなか事態が改善しない事案もございます。その場合、申し立てということもあるのですが、申し立てには申立書という正式な書類の提出が必要となっております。そこで、相談者の中にはこの申立書の提出をちょっとちゅうちょされる方もいらっしゃいまして、そういった場合に、解決に向けたタイミングを失ってしまうおそれもございますので、当事者の同意を得て救済委員の判断で関係機関に対する調査、調整という活動を行っております。これが、相談の下に短い矢印でかかれておりますが、相談の延長としての調整活動というものでございます。

この相談の延長としての調整活動を行ってもまだなかなか事態がよくなるないといった場合に、いよいよ申し立てという形になります。それから、相談から直接申し立てという流れもございますし、相談者の中には、既に申立書を準備して、権利侵害があったので救済をお願いしますと持ってくる方もいらっしゃいます。

こういった形で申し立てがなされますと、申し立てに基づく調査、調整という活動を行います。この申し立てに基づく調査、調整でもなお解決を見ないといった場合には、下に書かれてありますような是正等の措置を講ずるように勧告する、あるいは、制度の改善を求める意見表明を行う、こういう権限が与えられております。ただし、この3年間は、勧告あるいは意見表明といった権限の行使の例はまだございません。

表側を見ていただきたいのですが、真ん中の2の運営体制の組織と職務のところでございます。

先ほどお話ししたような職務について、組織としては、救済委員2名、調査員3名、相談員7名、事務局4名という体制で行っております。救済委員は、救済機関の統括ということで、相談対応あるいは調査、調整、すべてにわたって救済委員の判断に基づいて活動しているところでございます。調査員は、先ほど申しあげました申し立ての審査、そ

れから、それに基づく調査、調整、あるいは、相談の延長としての調査・調整活動と救済委員の補佐といった職務内容となっております。相談員は、相談対応、調査員の補佐、出前講座の実施で、これは主に相談員が担当しているところでございます。さらに、事務局では救済機関の庶務、経理、広報等の事務を行っているところでございます。

以上、大変簡単ではございますが、概略を説明させていただきました。ありがとうございました。

○委員長 説明をありがとうございました。

それでは、今回の新たな資料も踏まえまして施策を順番に見ていくことにいたします。

特に資料3であります。これは、事務局の方でこれまでの意見を踏まえて答申の内容となる部分をまとめたものであります。その中で、特に提言の部分がこの委員会としての重要な部分になってまいります。

文書表現につきましては、今後、精査していくこととしまして、本日は、まず視点として漏れていることや追加すること、また、現在、盛り込まれていることの方向性に問題はないかなどにつきまして意見を出していただければと思います。

それでは、いじめ、不登校、そして学びの機会、子育て支援、児童虐待、アシストの順番で議論を進めていきたいと思っております。

まず、そのうち1番目のいじめ、不登校につきまして、ここで意見を出していただきたいと思っております。

いじめ、不登校につきましては、既に前の委員会でもかなりたくさん意見をいただいておりますけれども、さらに、漏れている部分等につきましてここで出していただければと思います。

A委員は、余り時間がなくなりつつあるかと思っておりますので、もしありましたら、ほかの部分でもよろしいので、いなくなる前に先にどんどん言っていただければと思います。

○A委員 特にありません。

○委員長 それでは、いじめ、不登校についていかがでしょうか。大体ここに書かれていることで出尽くされていると考えてよろしいでしょうか。

H委員の方からはもうこれでいいのではないかということなのですが、B委員が何かありそうだという表情をされているような感じがしますので、どうぞ。

○B委員 全体としてはいいですが、ここに盛り込む、盛り込まないは別として、いじめ、不登校というと、どうしても生徒間というか、児童間の問題がいじめ、不登校の大きな問題として取り上げられがちであろうかと思うのです。しかし、高等学校の教育において、学校側が生徒に強要する校則とか指導という範囲の中で生徒たちに求めることというのが、かなりハードルの高いものがある。子どもたちがそれに従わないときに適用できない部分というのが多く見られる。つまり、もっと言うと、おまえ、学校やめた方がいいのではないのかとか、定時制に移った方がいいのではないのかとか、通信制に変わった方がいいのではないのかとか、あしたから来なくていいよとか、平気でそういう言葉を生徒に投げか

けている教員がたくさんいて、義務教育ではない範囲の中で、校則に合わないからとか、この学校の価値観に合わないからということで排除しようとするのは、僕は、これはある意味ではいじめだと思うのです。自分たちの価値観とか自分たちの一定の指導の範囲を超える生徒は排除しようとするというのは、子ども同士で自分たちが見たときに、異質な子どもに対して危害を加えるというのと比較的似ている行為に感じられる部分があります。ですから、高等学校においては、意外と逸脱した指導の中での権利侵害があるような気がするのです。

というのは、私たちは、いろいろな子どもたちをお預かりして、いろいろな高校に通学させている児童養護施設の立場で言うと、行き過ぎた指導だなど、子どもに対してそういう体罰まがいの行為をするとか、言葉の暴力を投げかけるとかというのは、比較的多く見えて学校とトラブルになることがよくあるのです。ですから、児童間、生徒間だけにおいていじめが起きるとか権利侵害が起きるのではなくて、教育の場において、大人から子どもとか、教員から生徒に対してとか、いろいろな場合に起き得るということを前提とらえていかないと、あくまでも、教師は聖職者であるとか、学校が聖域であって、生徒間だけにおいて起き得るいじめの問題であるとか、学校へ来られなくなる原因が生じるということではない視点も少し入れたらいいなと思って見ていました。

○A委員 今、B委員がおっしゃったとおり、私も実際に事件でいろいろ子どもから受任して動いたりすることがあります。いじめというのは峻烈な問題になっていまして、特に中学校ぐらいでそれが起きると、とりあえず学校に行かないという一つ選択肢があり得る場合もありますけれども、今、B委員がおっしゃったとおり、高校で、教師からそういういじめといいますか、不適切な指導を受けると、学校に行かないという選択肢がなくなるのです。とにかく行かないと退学になってしまうのです。

私が実際にやった事件で、札幌市ではなく別な市ですけれども、本当に、毎日、頭髪の検査をして、なかなかその子は髪を切るということにもすごい抵抗というか、こだわりがあって、なかなか思うように切れないのです。切ってこいと言われて、うちに帰って、それで床屋に行くのだけれども、なかなか切れないということをずっと繰り返してまして、最後は、退学だという話になって、私が乗り込んでいって、一体どうなっているのですかと。全然反省はしていなかったのですが、事を荒立てたくないなということで収束したというケースがありました。

その事件は、私のところに来てくれたので何とか収束しましたけれども、聞くと、公立学校なのですが、学校の指導に合わない子がどんどん退学していつているということがあって、これは、まさにいじめだなど感じたことがあります。B委員もおっしゃるとおり、全く同感ですので、特に高等学校ですが、そういう視点をつけ加えた方がいいのかなという気がします。

○委員長 今、大事な問題を指摘されたかなという感じがしますがけれども、高校生であるC委員、どうぞ。

○C委員 自分は高校3年生ですけれども、実際、1年生に入ったときに比べたら、詳しい理由はわかりませんが、転校も入っているとは思いますが、確実に数名はいなくなっているのですね。校則というのは、社会のモラルとかに合わせてつくられていて、校則自体は社会に対して逸脱したものではないとは思いますが、その校則を生徒に守らせるに当たって、両委員がおっしゃっていたように、明らかに執拗な指導というか、いじめに近いような指導が行われているとは思いますが、実際に見たわけではないですが、結果的に、指導した上で生徒が改善しなくて退学するというのは事実としてあると思います。

それから、高校ではないのですが、中学でも、教師が生徒に対して実際に差別的な扱いをすることは当たり前のように起きております。それが生徒の権利侵害であるというのは事実で、生徒同士だけでいじめが起きているのではなくて、教師との間というか、教師が加害者に近いような状態で生徒がいじめを受けているようなものや、また、生徒から相談を受けても対応しない、できないではなくて、しない教師というのもあるように聞いたことがあります。ですから、子ども間だけでいじめが起きているととらえるよりは、もっと幅広い縦のつながりも考えて対策を出していくべきであると思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

校則問題というのは30年ぐらい前からすごく問題になっていまして、ある程度、一段落したのかなというふうに思っていたのですが、決してそうではないという実態ですね。

○C委員 少なくともはなっていますけれども、見えにくくなっています。

○委員長 別な形で起こっているということですね。

○D委員 今の視点は、ぜひ入れていただきたいなと思います。昔は、一般的に校則が厳しかったかもしれませんが、今は、むしろ、局部的に非常に熾烈になっているということを実際に見聞きしました。

それから、もう一つずっと考えているのですが、体育会系のクラブでは、やはり体罰的な暴力も含んだ指導が公認されていますね。そこら辺は、日本の風土としては本当に難しいところですが、全然改善されていない部分かなというふうにも感じています。そこまで踏み込まないまでも、ぜひ、教師から子どもたちへという視点は入れるべきだと思います。

○委員長 E委員、どうぞ。

○E委員 やはり、非常にいい視点だと思いますので、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

実際に見聞きした中でも、中学生ですけれども、野球部で丸刈りにしなければいけないのに、日光アレルギーのあるお子さんで、太陽に当たると頭がかぶれるので丸刈りにはできなとお話をしたにもかかわらず、丸刈りが原則ですということで部活動をやめざるを得なくなったという話を聞きました。帽子をしてもいいよとなったとしても、今度、周りのお母さんたちや子どもたちが、何であいつだけ伸ばしていいのかというような形になってしまうので、そういったフォローもやはり必要です。そういった意味では、やはり、子ど

も同士を学校の先生が何とかするという形ではなくて、学校の体制であったり、先生であったり、そういったものに対しての権利侵害の意識も持ち込めるような提言ができればいいなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○B委員 ちょっとだけ補足です。

うちの施設の子どもたちも何人か経験して、結局、学校をやめてしまったのですけれども、指導するときに、1人で指導しないで、生徒指導の先生が3人ぐらいで集団で指導をしたりするのはですね。そうすると、大人に囲まれて一方的に要求されるというか、指導を受けると、子どもたちは萎縮してしまって、次からは怖くて学校へ行けないとか、一応、求めに応じようと努力はするけれども、だんだんハードルを上げていってなかなか受け入れてくれるような姿勢を示してくれないとかというようなことがあります。そうすると、本当に、これは、指導という名とか校則という名を盾にとった排除の論理ではないかというふうに感じるどころが多々あって、やはり、そういう視点の中で少し見ていただくことがあったらうれしいなというふうに思っていました。

○委員長 今話を聞いて、例えば、高橋委員とかF委員、何かそのことについて話しておきたいということがありますでしょうか。

○F委員 私は体育会の部活に入っているわけではないのですが、うちの学校では、先生というより、生徒が部長になったり副部長になったりして、先生でなくて、生徒がその部活を仕切るようにしているので、余りいじめとかは見ただことはないです。

○委員長 それでは、最初の問題のいじめ、不登校については、このぐらいでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○C委員 校則には関係していませんが、この紙を見たときに、不登校の原因が学校にあるというふうにちょっと偏ってとらえられたのですね。不登校の原因が学校の方であって、学校と家庭、保護者、行政が連携して子どもを守るみたい書いてあります。しかし、不登校の原因は、実際にはさまざまあると思うのです。学校に行きたくない、行けないというのももちろんあると思うのですが、家庭の事情とか、この視点とはちょっとずれてしまうかもしれませんが、虐待がばれるのが怖いとか、そういうのも考えられるとは思いますが、この紙を見たときには不登校の原因が学校にしかないみたいなふうにとらえられたのです。書き方の問題かもしれないのですが、不登校の原因については多種あるようにするべきではないでしょうか。

○委員長 不登校の原因が多種あることをもう少しここに入れた方がいいと。

○副委員長 中学校の立場ですが、確かに、行き過ぎた指導については、私が今まで回ってきた学校の中にもそういうふうなことで反省すべき事態がありましたので、そういったことについては本当に謙虚に受けとめて改善を図るということで、これからもそういうことがあればそうしていくべきだなと本当に思います。

一方、学校の現状も、一つの学校の中でも、校則が非常に守られて落ちついている状態のときと、そうでないときがあったり、なかなか難しいときもあります。学校が少し荒れたような状態になってきますと、校則はなかなか守られなくなってくるのですね。それを守らせることから学校の落ちつきを取り戻そうという方法をとる学校もあれば、いろいろなことが絡んでくることもあります。一方で、学校においては、校則というか、決まりを守る指導というのを入れていかなければならないということがあるものですから、その兼ね合いですね。行き過ぎた指導にならないようにしなければならぬということを経験しては常に配慮して、また、保護者の声もいろいろ聞きながらやっていくことが大事なのかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

事務局の方から話があるそうです。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） この意見ということではないですけども、実は、今、いろいろお聞きした話は、今、副委員長からもおっしゃられた校則の部分で言うと、当初、我々で検討しようとしていた視点4の子どもがどう意見を言えるかという話の中で逆に取り上げざるを得ない部分かなと思っていたのです。ただ、今お聞きしている範囲では、意見を言う以前の話という部分で、個々の施策とは別に、意識の問題という部分できちんととらえた方がいいのではないかと考えると、表現の仕方は我々の方でまた一たん工夫させていただきませうけれども、視点1と、あと、できれば視点4の話をするときも、学校と出てくるのは、唯一、ここだけですので、そのあたりでももう少し補足していただければよろしいかなと思います。

子どもの問題というのは、全部がどこかに一つにまとまるというか、恐らくいろいろなところに関係があって、便宜上、視点を幾つか分けていますけれども、それぞれかかわる部分もあろうかと思っておりますので、その部分も含めて、きょうのお話を参考にして、また表現を精査させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○B委員 学びの機会のところにも通じてきますけれども、やはり、現行の義務教育制度ができた時代と今は明らかに世代的にも社会情勢も違いますから、今、中卒学歴の子どもたちが社会の中でどれだけ自己実現できる機会があるかと考えたときに、それだけの受け皿が今は社会の中にはないのではないかと、それが子どもの貧困であるとか格差社会の原因になっている可能性があるというふうに考えるのです。そうすると、最低でも高等学校までの教育は国や社会が保障しなければいけない義務になってきているにもかかわらず、現行では、まだ義務教育制度が中学校までということを経験して、校則を一つのハードルにしながら、そこにそぐわない子どもについては排除するということがあって、校則を守るための指導は当然必要なのでしょうけれども、それを守らせるようにしながら子どもたちを支えていく環境をどうつくっていくかということをしなないと、学校の校則であるとか指導の範囲を超えた子どもに対して排除の論理がどんどん先行していくと、ますます貧困と

か格差の問題というのは深刻になっていくような気がするのです。

ですから、それを含めた学びの機会をどう保障していくかということも前提に考えていかないと、これは、なかなか難しい問題だろうなというふうに思っています。

○委員長 今、B委員から、次の問題にしようとしている部分との関連も触れていただきましたけれども、次の問題に移ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 次は、学びの機会の提供について意見があれば出していただきたいと思います。

なお、これに関しても、前回までの会議で比較的多くの意見を出していただきましたが、先ほどと同じように、漏れている視点とか追加する視点がありましたらご意見を出していただきたいと思います。

C委員、どうぞ。

○C委員 先ほどB委員のお話を聞いていて思ったのですが、学校の校則というのは、そもそも社会に出たときにある程度必要とされる常識のような、画一的な人間を育てるという意味ではなくて、例えば、身なりだとか、余りにも常識から外れた行動をとるようなことについて、社会に出る以前の段階で社会に合うようにある程度統制するみたいな意味合いでできていると思うのです。ほかの大人の委員の方の時代とは、やっぱり校則の質というか、内容は異なると思うのですが、それは、結局、社会が求めているものが変わったのと、あと、そもそも常識の範囲である程度これはできるだろうみたいなので変わっているのもあると思うのですが、例えば、社会が変わっていくのに制度面が変わらないというのは、結局、社会にそぐわない——高校の無料化みたいに制度も変わってきてはいるとは思いますが、やはり、昔のままみたいな部分もあると思います。

学びの機会の方ですけれども、校則をあえて守らない人たちは、やはり、学習の状況も含めて、困難を抱えているとは思うのですね。表現は悪いかもしれませんが、ある程度学力がある人はそんなに校則を破ったりしないと思うのですね。この紙にも書いてあるのですが、社会全体で、学校はもちろん、地域でもさまざまなことを、学校で学ぶようなことももちろんですし、常識というものも、常識というものこそ地域でさまざまな大人の人とかと触れあうことで身につけていくと思うので、そういうことも学びだと思うのです。そういうことも学べるような体制づくりが必要であると思います。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○D委員 B委員のご指摘ですけれども、かなり前から高校の退学者数というのは問題になっておりましたけれども、実は、これは、各高校ではなかなか公表しないわけです。結局、入学者をたくさん欲しいのです。入学金も入りますからね。けれども、卒業時点では、今度は、就職がメインの高校は、就職率とか進学率を下げたくないの、それに合わないような学生はむしろ3年間で排除したいという心理が本当に働いて、それが学生集めにすごく直結しますので、もうそういうような状況、循環になっているわけです。だから、む

しろ、本当に踏み込んでいいのであれば、高校の中退者を公表するような形でつまびらかにして、各高校は入った学生一人一人をどれだけきちんと卒業まで導いているかというところを数値的にもう明示すべき時期ではないかというふうに思っています。

○委員長 A委員、どうぞ。

○A委員 5時半から札幌弁護士会の子どもの権利委員会がありまして、そちらの委員長なものですから、申しわけございません。

先ほどからテーマになっている高校の中退の問題ですが、これは、私も実際に事件を担当して、本当にひどいのですよ。物すごくむちゃなことを先生方がやって、平気で私にうそをつきます。そして、何が問題かという、何ていうのでしょうか、退学に導いているのだという意図を持っていないのです。本当に指導をしているというふうにご自身で思い込んでいるようなところが非常に怖いというふうに思います。ですから、この弁護士は何を言っているのだということで、全然、水と油でして、単に大ごとにするのが嫌だというようなことで、訴えられたり教育委員会に行かれたりすると面倒なことになると、そういう消極的な動機で、言ってみれば指導をやめた、緩和したというだけなのです。

これは、某高校では大体どのくらいの退学者が出ているのかと対象になっている子に聞いたのですけれども、物すごく数が多いのですね。やはり、どうしても高校の特徴みたいなものがあって、しっかりと指導するという名のもとにそういうような排除がまかり通っているという現状があるということで、これはゆゆしき事態だなと感じたということをつけ加えさせていただきます。

○G委員 今の率は、公立と私学とどちらが高いのですか。

○A委員 私が担当したのは道立高校です。ほかの高校がどうなっているかはわからないですけれども、私も、正直言って公立高校でここまでやるのかとびっくりしました。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

B委員、どうぞ。

○B委員 3ページの囲みのところですがけれども、すべての子どもに基礎学力の学びの保障をする必要があるとありますね。これは、基礎学力という表現は要るのですか。つまり、その基礎学力はどこまでのことを言っているのかという話になると、小学校までのことなのか、中学校までのことなのか。どっちにしても義務教育までのことなのかというふうにとれます。ですから、今言っているテーマのところから見れば、学びを保障する必要はすべての子どもにあるというふうに僕は思うのですけれども、基礎学力ということに限定してしまっているのかどうかというところをご確認をいただきたいと思います。

○委員長 今、提言の中の言葉に問題があるのではないかとということで指摘していただいたのですけれども、いかがでしょう。

事務局では、基礎学力という言葉を使ったときに何かありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 特に我々で作為的に入れることはないのですが、恐らく、これは文脈の中でそういう話が出てきたと思います。ある意味では話し言葉を切り

出してこういう文章にしていますので、そういう意味では特に他意はありません。要するに、もう最低限これだけの学力が必要だということをきちんと確認して社会に出さないとということです。ただ、今まさに社会の動きを感じると、昔のように読み書き、そろばんを習えばいいという時代でないのは明らかです。ですから、イメージ的には、そのレベルがある意味では基礎学力のレベルというような表現なのかもしれません。ただ、これは、我々としてこうしてほしいということではありません。また、逆に、学びの保障となると余りにも漠然としている部分もあるものですから、もっとわかりやすい何かいい表現があればお願いしたいなと思います。

○委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 まず、先に、自分は道立高校なのですけれども、先ほどの話を聞いていて、一概にすべての道立高校でそういうことが起きているわけではなくて、うちの札幌東は少なくともそういうことはありません。やはり、こういう話を聞くと、どの学校でもこういうことがあるのではないかと思われるのかもしれませんが、一部の教師がこういうことを行うということで、逆に、一部でもそういう教師がいじめに近いことを起こしたら、それはやはり心外ですね。やはり、それに制度面なりで対処していくことは必要だと思います。

本題に戻りますが、やはり、中学生だったら、小学校で学んできたこと、数学なら足し算、引き算や九九くらいならできるだろうというので、やはり高校でもそういうふうにも求められるものはあると思います。今、大学で小学校がやっているような内容をもう一回され直しているみたいなことを聞いたことがありますので、やはり基礎的な学力、少なくとも小・中学校でやっていることは身につけなければ社会で生きていけないというようなことはあると思います。

しかし、この文章を見たときに、学びの保障をするとあるのですけれども、学ぶ機会をただ与えても、そこで子どもが努力して身につけていかない限り、学ぶ場は保障しても、学力というものの自体は上がらないと思います。制度を整えるというのはもちろん大切だと思いますが、その中で、ハードに対してソフトみたいなところで、例えば、教える人に対しての補助みたいな面で、セーフティネットの仕組みとあるのですけれども、フリースクールに援助というものももちろん大切だと思うのですけれども、フリースクールに通っている子どもに対しても何か補助をするようなニュアンスが必要だと思います。

○委員長 ありがとうございます。

D委員、先ほど手を挙げられておりましたね。

○D委員 ひょっとしたら私が出した言葉かなと思ったものですから、基礎学力というのは、大体小学校4年生程度と今は言われていまして、まずは、それがないとまずいということです。だから、ここは児童のことで、セーフティネットと絡めているので、基礎学力という言葉を使わなくてもいいのかもしれませんが、すべての子どもに生き抜く最低限の学力を保障する必要があるという話になるのだらうと思います。学びの保障ではなくて、基礎学力を与えることを保障するということです。

先ほど来の高校の問題に関しては、特出しというのか、また別項目でしっかりと書き込んだ方がいいのかなと思います。

○委員長 E委員、どうぞ。

○E委員 私としては、基礎学力という項目を入れた方がいいとは思えません。基礎学力の学力をつけることを保障するというと、発達遅滞のある子どもや学習障がいのあるお子さんも、今は本当に各普通クラスに何人かいるわけで、そういう子どもがそういった基礎学力の定着から排除されることでいじめにつながったり、不登校につながったりしているケースが非常にあると思われまます。すべての子どもの中にもそういったお子さんが含まれるわけですから、基礎学力は、全員、必ずつけなければいけないという文言はここでは入れないで、やはり、その子なりの学びの保障も必ずあるわけですから、そこでいいのではないかというふうに感じました。

うちの子などは本当にそうですけども、わかった子から座らせていって、どうしてもわからないとずっと立たされていたりするのです。そうすると、あの子はいつも立たされていて授業が進まない、でも、全員、ここまでわかってから次に進みますよみたいな方針の先生だったりすると、本当に立場がなくなったりする場合もあるのですね。これも一種のいじめではないかと私は思ったのです。そういった意味では、基礎学力の定着ということをここで限定をする必要はないかなというふうに思います。

あともう1点ですけども、まなびのサポート事業とボランティアについて、対象や規模を拡大し、充実するのは非常にいいことだと思います。今日いただいた子育てに関する市民アンケートの結果についてを拝見していましたところ、調査の形が変わってしまったということで、平成23年度で子育てに負担や不安を感じる保護者の割合が65.1%と非常に上がってしまっているのです。その対象を見ると、過去2回は就学前児童5歳以下が主で、その後も小学校の低学年の保護者が対象になっているのですが、平成23年度は18歳未満の子どもがいる人が対象になっているわけです。ということは、子育てに対して不安や不安を感じているのは、小学校4年生以降の子ども、思春期から小学校高学年、中学校、高校のお子さんを持つ親御さんがこの数値に反映されているということが考えられると思います。

そういった意味では、非常に経済的な支援も学力に非常に反映してきますので、まなびのサポート事業の対象規模拡大、ボランティアの学習支援などは、何となくさらっと来ていますが、もう少し踏み込んで提言していてもいいのかなという気がいたしました。

○委員長 ありがとうございます。

C委員、どうぞ。

○C委員 今の聞いていて思ったのですけれども、すべての子どもに学びの機会を保障する必要があるということですが、その中には、障がいがあってもほかの一般的な子どもよりは学力が劣ってしまう人もいれば、逆に家の経済的な事情などで学びたくても学べない子どももいると思うのです。例えば、自分は大学に行きたいけれども、家の事情があって高

卒で就職しなければいけないとか、それも学びの機会を保障されていないととらえられると思うのです。子どもではないのですが、同じように、中学から高校に上がるときに、自分は私立の行きたい高校があるけれども、親の事情で公立に行かなければならないなど、そういうものは実際にあると思います。

ここには出ていないのですが、例えば奨学金制度なども、高校から大学に関しては整っています。しかし、中学から高校も、経済的な事情があつてこの学校を選らなければいけない、公立にしなければいけないという事情はあると思いますので、奨学金制度と学びの機会と直接はかかわらないかもしれませんが、改善しなければならないものではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

G委員、どうぞ。

○G委員 今、経済的なことで学校に行けないということですが、これは、先生たちにももう少し認識してもらえばいいのかなと思います。それは、就学するときのお金を借りる方法はいろいろあるのです。前にも高橋委員がたしか言っていたように思いますけれども、社会福祉協議会あたりでも学校に行くときにはそういう制度があります。ですから、そういうことを先生たちがしっかり覚えていれば、家庭が大変であっても、そういう手だてもあるのかなということはあるのではないかと思います。

それから、ちょっと離れますが、先ほどの子育てに関しての不安や負担感を感じる、これでもって平成20年度と23年度が出ております。私たちは子育て支援サロンなどもやっていて気がつくのですが、たしか、就学前の保護者で1万人、それから、小学生3年生くらいまでは5,000人で大体1万5,000人のアンケートとったら、大体半分の回答ですが、その中で逆に半分が負担を感じるというような形です。

これに関して、僕は二つ疑問なのです。子どもを育てる知識的なことなどと、母親自体、自分が孤立していてどうしようかという心配と両方あると思うのです。子どもに関してのことと、自分が母親としてどうかかわっていきたくないと。孤立している場合にはなかなか大変ですが、そういう2通りがあるのですが、その辺の区別はつけていないのですか。わからないですか。それがちょっと聞きたかったなと思いました。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

○C委員 先ほど自分が言った奨学金の話です。自分が実際に利用したわけではないのでわからないのですが、高校から大学に行くときの奨学金は、給付型ではなく、借金みたいな感じが借りる形式なのです。ですから、自分は後で返さなければいけないと思って利用するのをためらったのです。まして、生活保護などを受けて経済的にいろいろ事情がある家庭というのは、なおさら借金をして私立の学校に通わせるのはすごくためらうと思うの

です。できることならば、給付型の奨学金制度をもっと拡充できれば、学ぶ機会を保障することにつながるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

学びの機会の提供の問題ですけれども、この問題は、まさに教育行政の教育条件整備義務の問題というふうにするのです。そういうふうになっていきますと、地方公共団体がそれにどの程度かかわれるのか。言いかえると、国もかなり負担しなければならない部分があるだろうと。そういうことで言うと、全体の教育予算の問題にも発展してくるのだと思うのです。それだけに、そういう中で札幌市がどれだけのことができるかという観点からも恐らく見ていかなければならない問題なのではないかというふうに私は思います。その中で、我々の委員会としてどこまで札幌市に求めることができるか、そしてまた、市民がどこまでやっていったらいいのか、そういうことが大事な問題なのではないかというふうに私は実は感じたのですが、これは私の個人的な考えだと思って聞いてください。

そういうことで、時間との関係もありますので、この問題に関してはこれぐらいでよろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきたいと思います。

次は、子育て支援について見ていきたいと思います。

これについて、早速、H委員から手が挙がりましたので、H委員からどうぞ。

○H委員 私も以前にいただいておりましたが、ここの視点で一つ抜けているというのは、乳幼児の療育のことです。端的に言えば、障がいのある乳幼児ですけれども、これは障がいというのではなくて、行政課題の視点の一つとして入れていただきたい項目として、今言いますが、子育てに対する不安感や負担感の解消に努め、乳幼児の療育事業の支援を推進していくと。この文面がいいかどうかは別として、療育という部分で、行政の方は皆さんよくご存じですけれども、こやぎの広場、さっぽろ・こども広場、知的の方だったらはるにれ学園、かしわ学園、肢体不自由児の方もいろいろあります。そういうことをここに書くのではなくて、療育の事業も一緒に、ゼロ歳から2歳まで、ダウン症状の方も35件くらい平成23年度は登録されておりますので、それらを細かく書くのではなくて、療育事業の推進を支援していくということも視点の中にぜひ入れていただきたいと思います。

もう一つは、提言ですけれども、前にも言ったのですが、外国の関係の子どもたちです。自立の方にも検証シートの視点3段目には書いてありますが、そうではなくて、小さいお子さんがいる外国の親子の方が札幌市にかなり多くいらっしゃいます。ですから、自立で子どもをやれるのではなくて、子育て支援としてやれる提言として、ぜひ、こういう形をまた提言としてはと。これは私の考えですが、外国の親子と札幌市の多くの親子との多文化共生を推進し、支援する役割も担ってほしいということも提言させていただきたいです。

療育の関係と国際関係の2点ですけれども、前にも言いましたが、札幌市は国際都市でありまして、外国のお子さんたち、特に乳幼児もたくさんいらっしゃいますので、そういう関係もぜひこの中に加えていただきたい、自立できるお子さんの前の乳幼児ことをお願い

したいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

外国の親子という2番目の点ですけれども、それに関して、札幌市で考えていることが何かありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） まだ大規模には実施していませんけれども、時計台の前のMNビルというところに国際プラザの事務所がありまして、その3階のあいだのフロアを使って、外国のお子さん方と日本のお子さん方の交流サロンをしているというふうに聞いております。頻度は確認できませんが、実際に見学もしましたので、そういったものももし拡充できればそれはそれでいいと思っています。

○H委員 確かに頻度は少ないのですが、やはり感覚的に行政側も国際感覚を常に持っていただいて、事業計画にあるかどうかは別として、そういうことも子育て支援施策の一つの位置づけだとぜひ認識していただいて、もちろん認識していると思いますけれども、そういうこともうたっていくべきだと私は思うのです。

○委員長 この子育て支援について、さらにほかの方からの意見もいただきたいと思えます。

C委員、どうぞ。

○C委員 このシートを見ていて思ったのですが、多くの乳幼児というか、小学校に入る前の子どもは幼稚園や保育園に入ると思えます。しかし、統計の資料集を見ると、待機児童数が年々ふえています。昨年度ふえた分は、震災の影響で避難者がふえたことなどもあると思うのですけれども、それ以前から上昇の傾向が続いているのに、そのまま上昇傾向が続いているということは、対策が余り追いついてないというふうにもとらえられると思えます。子育てサロンは乳幼児だと思うのですけれども、子育てサロンも大事だと思うのですけれども、待機児童に対しての認可保育所なので、不認可の方はどういう状況かわかるのですが、待機児童がいるというのは解消しなければいけない課題だと思います。そして、多くの子どもが保育所なり幼稚園に通った上で進学していくと思うので、繰り返しになるのですけれども、待機児童に対しての支援も必要だと思います。

○委員長 ありがとうございます。

待機児童の件で事務局で話せることがありましたら、どうぞ。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） この資料にも出ていますが、待機児童は毎年、優先課題ということで対応するのですけれども、やればやったなりにまた新たな需要を掘り起こすところもあるのか、なかなか解消に至らない部分がございます。これは、札幌だけではなくて、基本的にはほかのまちも同じような状況です。正直に言って、札幌市の予算、国の予算をかなりつぎ込んでやっているところがございまして、もう既に予定を結構前倒しでやって、なおかつ、またこういう状況だということなので、これは引き続き対応していきたいというふうに考えております。

それから、先ほどの子育てサロンの話です。本州と違う札幌の特徴の一つとして、実は

札幌は共働きよりも専業の割合が非常に多いと言われてしています。そういう意味では、働いていないお母さん方の育児の不安や、子どもの社会性などを身につける部分で、やはり、子育てサロンというのは施策として重点にしていかなければいけないだろうと思います。そういう意味で、子育てサロンと待機児童の両方に組織的にいろいろ対応させていただいているところでございまして、恐らく、手元に数字がないですが、来年度の予算でも引き続き対応していかなければならないと考えております。

実は、今、国の方で政権云々でいろいろごたごたしていますけれども、子育て新法ができて、認定こども園ということで、保育所と幼稚園と一緒にできないかといった部分での新しい法制度が出てきて、それに基づいて自治体とどういうふうに進めていったらいいか、国の動きも影響しながらいろいろ悩みながらやっているところでございます。そういった動きもありまして、札幌市単独でなかなか動けない部分もありますから、今の段階では札幌なりに努力はさせていただいておりますけれども、現状としてはそういうところだと認識していただければと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

B委員から、お願いします。

○B委員 いつも言葉じりばかりで申しわけありませんが、提言のところの子どもをみんなまで育てていくという視点の「みんな」ということです。上の囲みで、行政として、地域全体でというふうな表現です。地域社会でとか、地域全体でというニュアンスと、みんなというニュアンスだと、「みんな」と言ってしまうと、行政的責任の所在が軽減するような気がします。逆に地域とか地域社会という言葉にすると、ある程度の行政的関与の意味合いが強くなるような気がするのですが、それは僕だけでしょうか。それが一つです。

子育てサロンの利用者に対して定期的なアンケートを行うというところで言うと、その下とも関連してくるのですが、サロンの利用者がどの程度いるのかというところとつながってきます。ですから、アンケートをとるといえること言えば、例えば保健センターなど、もうちょっと広くいろいろな子育て家庭がアンケートに答えられるように、もしアンケートというところに一つ焦点化するのであれば、もうちょっとすそ野を広げるような表現に変えたらどうかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、H委員、どうぞ。

○H委員 今、B委員が言ったことを私も同じように聞こうと思っていました。みんなと、社会全体という表現がいいのかは別として、ただ、やはり、みんなまで育てるといえることある程度視点の中に入れていかないと、保護者、地域、それ以外の人もいろいろな方がいらっしやいます。社会全体と言うのがいいか、悪いかは別として、みんなという表現がいいのか、社会全体の方がいいのか、みんなまで育てる気持ちはどの方もあると思うのです。ですから、僕は、みんなというのとは別に問題はないと思うのですけれども、そうなるといういろいろ考える方がいらっしやいますので、社会というのはどうでしょうか。それが一つで

す。

それから、先ほどおっしゃったように、子育てサロンの場合は8カ所ですけれども、認定こども園が清田区で、ないのが厚別区と南区です。これは前に質問して、確認ですけれども、行政側のいろいろな考えがあると思うのですが、今後も今おっしゃったように認定こども園という方向で将来的に考えていくということは間違いないですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 先ほどの認定こども園とは別に、区レベルで子育て支援のサポートをする機関ですが、今、南区、厚別区はまだありませんので、それをどうするか。立地の問題や地域の状況などいろいろありますので、そういうものを、今、検討しているというふうに子育て支援部も言っていたと思います。ただ、それと認定こども園の話はちょっと別ではあるのですが、区の子育て支援の今の方向性としては間違いないのかということでは、間違いないということでご理解いただければと思います。

○G委員 今の地域全体でということですが、私自体は、社会全体というよりも、そんなに大きい形でなく、子育てなんかもその地域、その地域でやっているわけですから、その地域全体で子どもを見守るというか、そういう子育てで、この方が僕はいいのかなという感じがします。

それから、実際、子育てサロンということで私たちはやっているのですが、国、行政はみんな子育てサロンと言っていますけれども、私は実際にやっていて、この言葉がいいのかどうか。僕らが常日ごろ感じるのは、この間も小学校の校長先生とも話したのですが、子どもを本当に育てるのは学校でやるということなのです。それは確かにそうだけれども、僕自体は子育てサロンを実際にやっていて、子育てではなく、僕は親育てだと思うのですよ。子どもというのは、やはり親の影響がかなりありますから、親がしっかりしてくれれば子どももそれなりにいくのではないかと思います。それには、先ほど言っているように、困窮している家庭など、大体、困窮している家庭は保護世帯というような形が大体あるのですけれども、私がしばらくやってきて見ていると、そういうところ限って子どもが虐待を受けるという傾向にあると思うのです。だから、子育てはこれで今までもっと来ているから仕方ないのかなと思うのですけれども、僕は逆に親育てでないかなというふうに解釈しています。

またちょっと離れますけれども、次の5ページです。

児童相談体制の真ん中あたりに、スクールカウンセラーについて、我々権利委員会から出された課題、評価ということで、読み返してみたら、スクールカウンセラーの勤務時間をさらに広げることが児童虐待への対応としてもよいのではないかとということです。しかし、勤務時間をただ広げれば、それだけ個人のオーバーワークになる可能性があるのか。つまり、個人的には、さらに広げるというのは残業しろというような感じにもとられかねないというふうに解釈したのですけれども、皆さんはどう思うか、検討してみてください。

○委員長 B委員、最初に出されたみんなでという問題ですが、上の方をごらんになっていただきたいです。

上の四角の枠の子どもの権利委員会から出された課題・評価というところで、ここでは最初に、保護者、地域、施設と行政がということがはっきり出てきていたのですね。それが少し言い方を変えて四角の中で言われたときに、行政がという言葉がどこかに飛んでいってしまったということです。

○B委員 このままの表記だと、とてもいいと思います。

○委員長 こちらの方がいいような気がしますね。

それでは、今、副委員長からも話をしたいことがあるということなので、お願いしたいと思います。

○副委員長 スクールカウンセラーの勤務時間をさらに広げるという表現でいくと、確かに、一日の中で残業かなととらえられかねない部分があるかなという気がちょっとするのです。以前、このことで私から意見を出させていただいたのですが、今、各中学校は週8時間となっていますので、それを1日8時間にしている学校と4時間ずつにしている学校があります。しかし、本校などの状況を見ていまして、本当に満杯状態といいますか、子どもからの相談の依頼があったり、保護者からの相談依頼があったりします。ですから、広げるという意味として私自身が申し上げたいのは、週8時間を例えば週16時間にする。これは、予算に絡んでくることになるので、お願いはしたいという気持ちはあるのですけれども、そういう実現が可能かどうかは予算との兼ね合いかなと思いますが、そうすると、相談の機会がさらにふえて保護者や子どもたちに喜ばれるかなということでもあります。

前回、大江委員が、窓口は多ければ多いほどいいというふうなことをお話しされていましたが、本当にそうだなと思います。学校では、スクールカウンセラーが非常に相談しやすいということがあるものですから、そんな希望を出させていただきました。

以上であります。

○委員長 今、副委員長から、5ページの児童相談体制強化に向けた取り組みというところで話をしてもらいました。そして、G委員も先ほどこちらで話を始めていたのではないかと思います。先ほどは子育て支援ということで話をしていましたが、むしろ話がこちらに移りつつあるのかなという感じがしております。そこで、子育て支援に関してほかに特に意見がなければ、今お2人の委員が話してくれている児童相談体制強化に向けた取り組みについて話を進めていきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

それでよろしいということであれば、そちらに話を移していきたいと思いますが、子育て支援についてまだもう少し話したいことがございますか。

○B委員 済みませんが、先ほどのサロンのところですが、サロンという表記はこのままなのでしょうか。そこだけ確認します。

○委員長 確認を求められましたが、子育てサロンのところですね。

○B委員 つまり、全市的に見ると利用者が圧倒的に多いわけではないので、本当にこの施策が効果的に機能しているかということを確認するための定期的なアンケートであれば、

もうちょっと違う場所を利用するなど、利用者のすそ野を広げた方がいいと思います。サロンだけに特化して言えば、確かにサロンでとればいいと思います。

○委員長 今の点は、いかがでしょうか。

もっと広げることができるのであれば、そちらの方がむしろきちんとした意見を聞き取れていいのではないかとということです。

その点で、事務局の方で何かありますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 役所的な逃げで申しわけないのですが、子育てサロンの利用者等と書いてあります。ただ、子育てサロンも、例えば、地域の児童会館でやっているとか、地域の児童会館とは別にNPOなどが自主的にやっているなど、いろいろな主体、場所で、どちらかという目網を張って、やはり相談に行くのにわざわざ遠くまでかけてというより、少し身近なところにあつたらということで、やはりそういう必要性もあるかなと思っています。サロンそのものは、恐らく、今後ともきちんとネットワークの中で充実させていただきたいという部分はありますけれども、ただ、その中身ですね。先ほどG委員が言ったように、それは子どもだけが対象なのかとなったときに、最初はそうだったと思うのですけれども、やはり、そのかわりの中で、親とのかかわりとか親への指導など、私も地域によってはそういう話もいろいろ聞いたりしております。ですから、子育てサロンという名称はある意味では固有名詞みたいな形でやっていますけれども、例えば、その中で親への関与なり指導なり、そういったものも、それこそもう少しきちんと把握しながらやっていった方がいいのではないかなというご意見を提言としてまとめることは可能だと思いますので、そのあたりで先ほどのことは意見として再度整理したいと思います。

○委員長 B委員、よろしいでしょうか。

C委員、どうぞ。

○C委員 まず、子育てに関する市民アンケートで、子どもを産み育てやすい環境だと思う人とあるのですけれども、これを見たときに、思うという人が減ったのはもちろんなのですけれども、余り思わない人がふえたということがとらえられると思うのです。3ポイントぐらいふえています。

確かに、中央の政治がごたごたしていることが原因もあると思うのですけれども、やはり、経済的に、今、不況で、自分が共働きしないと生活が成り立たないから、子どもを育てていくので、休職すると生活が大変で、育てにくいとか、少子化などにもつながると思うのですけれども、現状で産み育てやすい環境ではないと思う理由の一つに経済的なものもあると思うのです。子育てサロンが有料なのか無料なのかわからないのですが、物をつくって支援するというのも大切だと思うのですけれども、例えば、生活保護や奨学金は高校生や中学生が多いと思うのですけれども、不認可の保育園しかあいていない状態で金銭的に大変だから認可があくのを待っているみたいなこともあると思うのですけれども、そういうものに対しても何かしら支援ができないかなと思います。待機児童の話もあるの

ですけれども、不認可も入れたら待機児童数はある程度減ると思うのですけれども、金銭的な事情で行けないという人がいると思うので、そういう人に対する支援というのが何かできないでしょうか。

○委員長 恐らく、今の問題というのは、私は実は憲法の問題をやっているのですけれども、憲法の問題で言うと、特に社会権の保障という問題になっていくかと思うのです。社会権の保障ということになりますと、これをどういう形で実現していくか。つまり、その権利に関しては依然として具体的な保障とは言えないのだというところをされていますので、それをどうしていくかという問題に多分なっていくと思うのですよ。そうしていったときに、それを実現していくに当たって、また、先ほどの問題に行ってしまうので、これ以上は言わないように気をつけますね。結局は、そういう問題というのは、主として国の予算化というのがすごく大事になってきて、それとの関連で、市というか、地方公共団体がどれだけできるかという問題になっていくと思うのです。

○C委員 金銭面ではなくて、例えば、ボランティアや地域で子どもを持っている親を支えるというときに、市が広報なりを、町内会でやるよりも、市である程度こういうボランティアを募集しますとやった方が人が来ると思うのです。そういう意味での支援です。先ほどの金銭的なものがだめだと、市から外れるというのがわかったので、金銭的でもなくて、単に施設などをつくるのではなくてと。

○委員長 市が主導する形で協力体制をとっていくと、そういう方法がないかどうかということですね。わかりました。

私がちょっと言い過ぎてしまった面があるかもしれません。問題を先取りしてしまった感じがするので、申しわけありませんでした。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○I委員 子育てサロンを利用している親の方から聞いたことですが、子育てサロンは毎日ではないので、ほかの地域でやっているところを利用したりすることもあると言っていました。そして、子どもが小さければ小さいほど、その場所によって車を利用できないときは不便だと聞いたこともあるのですね。

そして、先ほどもお話の中で出ていましたが、こういう場で親を教育するというか、そういう機会もあっていいのかなと思っています。ですから、勉強会と言ったらオーバーですが、そのような、今、アンケートなどをとって、ここを利用する親がどのようなことで不安を感じていて、どういうふうなことを学んでみたいかというような、親育てというか、そういうこともあっていいのではないかと思います。

それから、待機児童を解消することは、やはり少子化対策につながるもので、ぜひとも早く取り組んでほしいことの一つです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○F委員 4ページの上の四角の中で、子育てに対する不安感や責任感の解消とあるのですが、多くのお金などを行政で出しても不安感や責任感は解消しないと思うのです。ですから、子育てサロンというものがせっかくできているので、その子育てサロンを不安感や責任感を解消する場として、一緒に共有できる仲間をつくるということで解消に努めていくことがいいと思うのです。

○委員長 ありがとうございます。

○G委員 サロンのことですが、先ほど言ったように、サロンは、大体、我々、主任児童員、児童委員、地域のボランティアがメインでやっておりますが、そこに、子育てがもう既に終わって、どちらかというとおばあちゃんの領域に入ってきたような人たちにボランティアで手伝ってもらっているのです。ですから、そういうところへ若いお母さんたちが子育てサロンという形で集まってもらったときに、やはり、年寄りの意見を聞いたり、年寄りには年寄りなりに、それはやったらこうだとかいろいろなアドバイスはするのだろうけれども、そういうような形でもって、これはどちらかというと逆に親育てですね。そういう形で我々のサロンはやっているのです。ですから、そういうことをサロンに顔を出してくれるお母さんたちにもっとPRするというか、どれだけたくさん来てくれるかということで、今、我々はやっておりますけれども、なかなか来てくれないのが現状ですね。

だから、孤独死の関係と同じように、いろいろなイベントなどをやっても出てくる人は大体出てくるのです。問題は出てこない人をどうするかということです。ですから、子育てのお母さんたちも同じで、出てきている人たちは余り心配ないです。逆に出てこなくて孤立している人たちをどうするかが一番の問題で、なかなか難しい問題だと思います。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、子育て支援についてはそろそろ終わらして、次の児童相談体制強化に向けた取り組みについて話をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど既に若干出てきておりますけれども、ほかにいかがでしょうか。

D委員、どうぞ。

○D委員 2点お聞きしたいことがあります。

最初の提言の四角に児童虐待の早期発見ということが出ております。先ほど来アンケート調査云々とありましたが、札幌市では乳児健診のときにはやっているのですか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） アンケートということではないですけれども、そのときに状況を確認するということです。

○D委員 乳児健診のときに一番見つけやすいと言われているので、もう既にやられているということですが、そこら辺を緻密にやって、そこで早期発見ということに努めていただきたいと思います。

2点目ですが、この間、札幌市の社会福祉審議会の総会でも出ましたが、歯科医師会でも、明らかに虐待で歯が折れた場合もどこにつないだらいいのかなかなかわからなくてちょっと困っているというご意見がありました。そこで、小児科、整形外科等の関連

専門機関とどういうふうに連携して、虐待の兆しがあった時点でストレートに110番というよりは、どこかにというようなシステムの構築と、それを周知していく、そして、連携を強化していくということはここに書き加えてもいいのかなというふうに思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

○C委員 まず、親は、そもそも昔は子どもだったわけですね。虐待をしてしまう親も昔は子どもだったわけで、子どものときに虐待をしてはいけないものだと教えるのは当たり前ですから、もちろん大人になった段階で相談体制などを整えることも必要だと思いますけれども、親になる前の子どもの段階から道徳教育のようなものをしていくことで、より抑止できるのではないかと思いました。

○委員長 道徳教育が大事だということでしょうか。

○C委員 啓蒙など書いてありますけれども、子どものときからした方がよいのではないのでしょうか。

○委員長 I委員、どうぞ。

○I委員 事前のDV予防が大事だと思うのです。それは、児童虐待防止にもつながると思います。両親の暴力を見て育つ子どもにより影響を与えるはずがないと思うからです。それから、交際期間を経て結婚につながるわけですから、パートナーからの暴力、デートDV、配偶者からの暴力防止策も、そういう予防があって、そして結婚、子育てにつながって児童虐待という形に出る場合もあるので、私は予防が大事だと思うのです。

そして、聞いたところによると、暴力を振るう人というのは、認識がなくて、暴力を暴力と思っていないから直らなくて、さらにエスカレートする怖いものとお聞きしました。ですから、暴力は事前に予防して、予防するために大人を教育することは子どものためになるのだよというような教育みたいな、大人を教育して、大人もその前は子どもだったわけですから、そういう予防をしっかりしてほしいなと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにありますかでしょうか。

B委員、どうぞ。

○B委員 いろいろな委員会でもいつも出てくるのですが、本当に、先ほどD委員も言ったように、どこに相談したり、どこに連絡したらいいのかわからないというようなことがあります。例えば、児童相談所にかけたら夕方の6時以降はこちらの番号にかけてくださいと言われて、同じ事務所なのだけれども、電話番号がホットラインに切りかわってしまって、5時までは相談判定課ですが、6時以降はホットラインに回るなど、同じ児相にかけていてそんなふうになってしまうのですね。あるいは、ここにも出ていますけれども、家庭児童相談室ができたからと区役所に言ったら、児相に言ってくれ、児相に言ったら区役所に言ってくれみたいなことになるようなことがあるのです。ですから、ここに一元化す

るということをきちんとして、それは、医師会とか保育園、民生委員も含めて、すべての人が児童虐待についてはまずここに電話したら、そこから振られるかもしれないけれども、まずここに電話しましょうみたいなことがきちんとわかっていた方が本当は市民に対して親切だと思うのです。

○委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 先ほどのことで誤解があったらまずいので、正しく答弁させていただきます。

先ほど、D委員から乳幼児健診のときにそういう対応をしているのかということ、対応していますと答えたのですけれども、実は、統計的にはすべての家庭にできているわけではなくて、実施率は大体96%弱で、逆に言えば4%はできていないという部分もあります。先ほどの答弁でやっていますと言いまして、100%やっていると思われたら違いますので、そのあたりは今回のこの中で表現をちょっと工夫して入れさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○B委員 最後に、もう一つ、これは、委員長にお教えいただきたいのですが、5ページの提言のところでは、

児童虐待だけではなくて、子どもに対する相談に対してDVなどとありますけれども、DVというのは基本的に児童虐待ではないですか。

○委員長 DV、ドメスティックバイオレンスです。

○B委員 それは児童虐待という範疇で解釈はしないですか。

○委員長 しません。

○B委員 そうですか。わかりました。

○委員長 それでは、よろしいでしょうか。

最後に、子どもアシストセンターの運営についていかがでしょうか。

どうぞ。

○C委員 アシストセンターは、子どもの権利の救済機関だという扱いですけれども、そもそも条例で保障されている子どもの権利以前に人権というものがあって、きょう、12月10日は世界人権デーらしいのですね。1948年12月10日に世界人権宣言というものが国連で取り決められていて、戦後すぐからもうずっと人権の観念というものが存在しているにもかかわらず、アシストセンターでは子どもの権利となっていて、人権侵害が続いているということを考えたときに、アシストセンターというものの自体を広報するということが大切ですが、アシストセンターが救済している子どもの権利というものも、運営に絡めて、広報紙などを出していると思うのですけれども、アシストセンターを利用してくださいという啓発もそうなのですが、できれば救済という問題に至らないように、一番の理想はアシストセンターが使われないことだと思うのです。語弊があるのですけれども、アシストセンターが必要ないような環境が必要だと思うので、それが理想だと。実

際はこうなのですけれども、理想としてはそうだと思うので、やはり、アシストセンターを利用して下さいという広報は当たり前ですけれども、人権に関する広報というものもアシストセンターを通じてしていくべきだと思います。

○委員長 ありがとうございます。

非常に率直ですね。そして、すごくいい意見だと思います。

ほかにないでしょうか。

どうぞ。

○H委員 提言の中で、ちょっと聞きたいのですけれども、相談員同士の連携も検討するとなっているのですが、連携がないわけではないですね。これはどういう意味なのでしょう。連携はもちろんあると思いますけれども、どうですか。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長） 団体同士の連携といいましても、相談を受けているのは相談員になりますので、相談員同士の顔の見える関係といいますか、そういうものをつくって、やはり、全然知らない者同士よりも、顔がわかっていてお互いの名前も知っているような関係がやはり連携として一番望ましいものになります。ですから、それは、年に2回、子どものための相談窓口連絡会議というものを開いておりまして、官民の18機関が集まりまして会議をやっております。

○H委員 ということは、やっているということですね。連携はあるということですね。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長） そうです。

それで、提言に書かれているのは、団体としての連携は注目されがちだけれども、やはり、人というものにも注目して関係をつくっていったらいいのではないかというご提言だと思っております。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

I委員、どうぞ。

○I委員 6ページにも児童虐待という言葉が出てきていますが、以前、道内のある市に行ったときに、児童虐待防止について、紙なのか、布なのかわかりませんが、すごく大きく書かれた啓発の広告みたいなものを目にしたことがあります。そして、その後、札幌に戻ってきたときに、札幌は大都市なのに、人がこんなに通る駅などにそういう啓発も見えないで、それどころか、お店の広告とか活気のあるものは人目にはつくけれども、ちょっと目を伏せたくなるような活動は弱いのかと感じたことがあるのです。虐待はイメージの悪い言葉で、本当に、その市に行ったときに、もしかしてその市では多いのかなと思わせるような感じでした。もちろん観光客も訪れると思います。でも、勇気があるなと思ったのです。札幌は、ちょっとそれが弱いかなと。本当に取り組んでいくのでしたら、そういう人目につくところでやってみてはどうかと思っています。

○委員長 それはどこだったのですか。

○I委員 苫小牧です。1年ぐらい前になりますが、大きくて絶対に目につきます。

○委員長 子どもの権利条例がちゃんとあるのにね。苫小牧は条例がまだないですね。

○I委員 駅の通路がいろいろありまして、こんなに大きく、そこからそこぐらいのものですごく目立ちます。虐待という字は見たくない言葉ですけれども、見てしまいました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○E委員 きょう、オレンジリボンとバッジをいただいたのですが、虐待という言葉は目にささってきて、すごくネガティブな語幹なので嫌だと思っても、オレンジリボンということが浸透すると、これはすばらしくいいことなのではないかと思えます。

ピンクリボンの乳がん撲滅はみんな知っていますけれども、オレンジリボンを知っている人はほとんどいなくて、多分、混同している人もいるような状況ではないかと思えます。ですから、普及啓発に公共機関を利用するのはもちろんですけれども、オレンジリボンと言えば、それはこういうことなのだよということがすぐわかるようなキャンペーンなど、そういったものを浸透させるのがいいのかなという気がいたします。

○委員長 ありがとうございます。

皆さんのお手元にもオレンジリボンが行っているかと思えます。これを持つ意味は非常に大きなものがありますので、できれば我々が率先してこういうものをつけるとよろしいのではないかと思えます。

今、あちらを見ていただくと、もうつけておられる方もいます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間も来ていますが、最後にC委員に言っていただきましょう。

○C委員 まとめにはならないと思うのですが、アシストセンターの6ページの上の囲みを見たときに、減少している原因は大人からの相談が減少しているというのが書いてあるのと思えますが、利用者には、直接、口頭ではなくて、アシストセンターも一つの施設、ほかのところで出てきた子育てサロンみたいに、何かアンケートのようなもので利用者に対して毎回行くと。多分、アシストセンターに匿名でかけるのは難しいとは思いますが、アシストセンターについて意見を募集するみたいなことも必要ではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、この辺で視点1、2については終えたいと思えます。

本日の意見に関しましては、事務局で追加あるいは修正ということでまとめていただくことにいたします。

なお、次回の委員会では、視点の3、さらに時間がありましたら4の議論をしたいというふうに思います。

そういうことで、本日予定しておりました議題はこの辺で終了させていただきます。次回も今回の引き続いての政策の検証ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、事務局から連絡事項がありましたら、してください。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今、委員長からもお話がありましたが、次回は来年2月の開催を考えております。

また、日程等は、委員長と相談した上で、改めてまた予定表を郵送させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それから、先ほどE委員からちょっとご指摘がありましたけれども、バッジと、カレンダーは、実は3年目でしょうか、1枚物のカレンダーということで、各学校にお願いしていろいろ審査した結果、ポスターと標語ということで、これは各学校等にも配らせていただいて、できるだけ目に見えるところでPRしたいと思っております。缶バッジも、ちょっと白くて小さいですが、これもどんなものだとわかりやすいだろうかというイメージを実際に子どもたちにいろいろ聞いて、そのイメージをアレンジしながら、最後には、円山動物園とか青少年科学館など子どもたちが実際によく利用するところに案を幾つか提示して、自分が気に入ったものはどれですかと、一つ一つシールを張ってもらうようにしました。該当アンケートでフリップに丸をつけて、その件数で評価するというアンケートをテレビでよく見ることがあると思いますけれども、同じような形で子どもたちにアンケートをさせていただいて、その結果でこのバッジの形になりました。

バッジの方は、四つ葉のクローバーが四つの権利があるということを象徴してちゃんと四つの色をつけています。これはカラープリントでないものですから普通のただのクローバーになっておりますが、こういうものもつくりましたので、何か機会がありましたらPRいただければありがたいと思っております。我々から郵送するいろいろなチラシ、パンフレット、また、学校等でもこういうものもロゴとしてご活用くださいということをお願いをさせていただいております。

以上で、私の報告は終わらせていただきます。

今後ともまたよろしくお願いいたします。

以上でございます。

3. 閉 会

○委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

次回は、来年2月ごろということですので、今年はこれで最終会となります。

この1年間、皆様が積極的に議論に参加していただき、実りある委員会になったのではないかと考えております。

どうもありがとうございます。

それでは、早いですが、よいお年をお迎えください。

以 上